

(資料 6) 安全衛生管理の状況

1 . 安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生法に基づき衛生委員会を設置し、職員の健康を保持するための衛生管理について必要な事項を定めた衛生管理規程の制定等、衛生管理に関する重要事項について審議を行い、衛生管理体制の整備を図った。

また、安全管理委員会を設置し、職員の安全管理について必要な事項を定めた安全管理規程の制定、化学物質等の保管・管理について定めた化学物質等管理規程及び化学物質等運営要領の改定等を行い、安全管理体制の整備を図った。

2 . 健康診断の実施、診療室の開設、メンタルヘルス制度の設立

労働安全衛生法に基づき、定期健康診断、有害業務従事者健康診断、有機溶剤等健康診断、特定化学物質等健康診断、電離放射線健康診断を実施した。

さらに、毎月 2 回（健康診断を実施した際は 4 回程度）、診療室を開設し、産業医による診療を実施する等、職員の健康管理体制を整備した。

また、独立行政法人化等に伴う労働環境の変化等に対応するため、職員のメンタルヘルス対策として、専門医療機関と契約を締結し、随時カウンセリングを受診できる体制を整備した。

3 . 作業環境測定の実施

労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び特定化学物質取扱い実験室並びに放射線管理区域内の放射性物質取扱作業室について、適正な作業環境を確保し、職員の健康を保持するため、作業環境測定機関による作業環境測定を実施した。

4 . 衛生管理者の所内巡視

労働安全衛生法に基づき、設備、作業方法等を確認し、職場環境の改善を図るため、衛生管理者の所内巡視を実施した。

5 . 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施

放射線業務従事者に対し、外部講師を招聘し、関係法令の周知等を図り、放射線障害の発生を防止するため、教育訓練を実施した。

6 . 消防計画の改訂

消防法に基づく消防計画を改訂し、防火管理体制の整備を図った。